第３回　地区別懇談会【大柿地区】

日時：令和3年7月31日（土）18:00～

場所：中原小学校体育館

次 第

１．開会挨拶

２．地区の復興まちづくりに向けての参考資料の説明

（１）地区別懇談会の振り返りと情報提供【資料１】

（２）懇談会意見を踏まえた復興まちづくりの方向案について【資料２・３】

①復興まちづくりの方向案（前回意見を踏まえた修正案）【資料２】

②今後の進め方、住まいの再建及び農地の復旧パターンのイメージ【資料３】

３．地区ごとの話し合い

（１）復興まちづくりの方向案、それに対するご意向について

〇取組み方針、具体の取組み案について、追加・修正のご意見、地区の将来像に関するご意見
〇具体の取組み方針図案について、ご意見、ご意向について

（２）今後の進め方、次回日程の調整、連絡体制の確認について

４．全体共有

５．その他

６．閉会挨拶

【資料】

・資料１：地区別懇談会だより（第２号）

・資料２：復興まちづくりの方向とイメージ（修正案）

・資料３：今後の進め方、住まいの再建及び農地の復旧パターンのイメージ

地区別懇談会だより　Vol.2　大柿・小柿地区

～みんなで取り組む、人吉市の復興まちづくり～

『地区別懇談会（第２回）』を開催しました

甚大な被害や治水対策による影響が大きいなど、**地区でまとまって問題解決に取り組む必要性の高い地区を「重点地区」**として位置づけ、それぞれの地区ごとに**「地区別懇談会」**で話し合いを進めています。

大柿地区の対象地区は、中神町大柿、小柿です。

◆第2回地区別懇談会

1　地区の復興まちづくりに向けての参考資料の説明
- 地区別懇談会の振り返りと情報提供
- 懇談会意見を踏まえた復興まちづくりの方向案、イメージ案と参考事例について

2　地区ごとの話し合いと全体共有
- 復興まちづくりの方向案（課題、取組方針、具体の取組み案）について
- 復興まちづくりのイメージ案について

3　今後の進め方と次回日程の調整

大柿地区／6 月 18 日（金）18 時半～
中原小学校体育館で開催しました。（参加人数：48 人）

小柿地区／6 月 18 日（金）18 時半～
小柿公民館で開催しました。（参加人数：14 人）

懇談会の進め方について　～復興まちづくり計画の策定に向けて～

地区別懇談会での検討をもとに、具体的な復興まちづくりの取組を「復興まちづくり計画」に反映していきます。

参加募集中

◆地区別懇談会の参加方法
- 対象地区にお住まいの方や勤務されている方など、どなたでも参加できます。
  ※可能な範囲で、継続的な話し合いに参加いただきます。
- 参加申込は随時受け付けておりますので、本紙面末尾の復興支援課までお問合せください。
  多くの方のご参加をお待ちしております。

◆地区別懇談会の進め方
- 7~9 月の間に、概ね月 1 回（3~4 回程度）の開催を予定しています。

次回の開催予定：**日程調整のうえ改めて連絡します。**

次回のテーマ予定：復興まちづくりの具体的イメージや手法案について

◇復興まちづくり計画とは
- 復興計画を実現するために取り組むべき内容を検討・整理したものです。
- 特に被害の大きい特定地域（重点地区）などを対象に、各地域の具体的な計画づくりを行います。
- 住民主役の計画づくり（策定主体は主に住民）に対して、行政が支援し、計画策定をめざします。
- 計画期間は、令和４～9 年度の概ね 6 年間。（令和 3 年度からの一部実施も想定）

大柿地区の『復興まちづくりのイメージ案』について　～第２回懇談会の意見概要～

黄色網掛け箇所が第２回懇談会の参加者の意見です。（※決まった内容や事実確認をした内容ではありません）

大柿地区

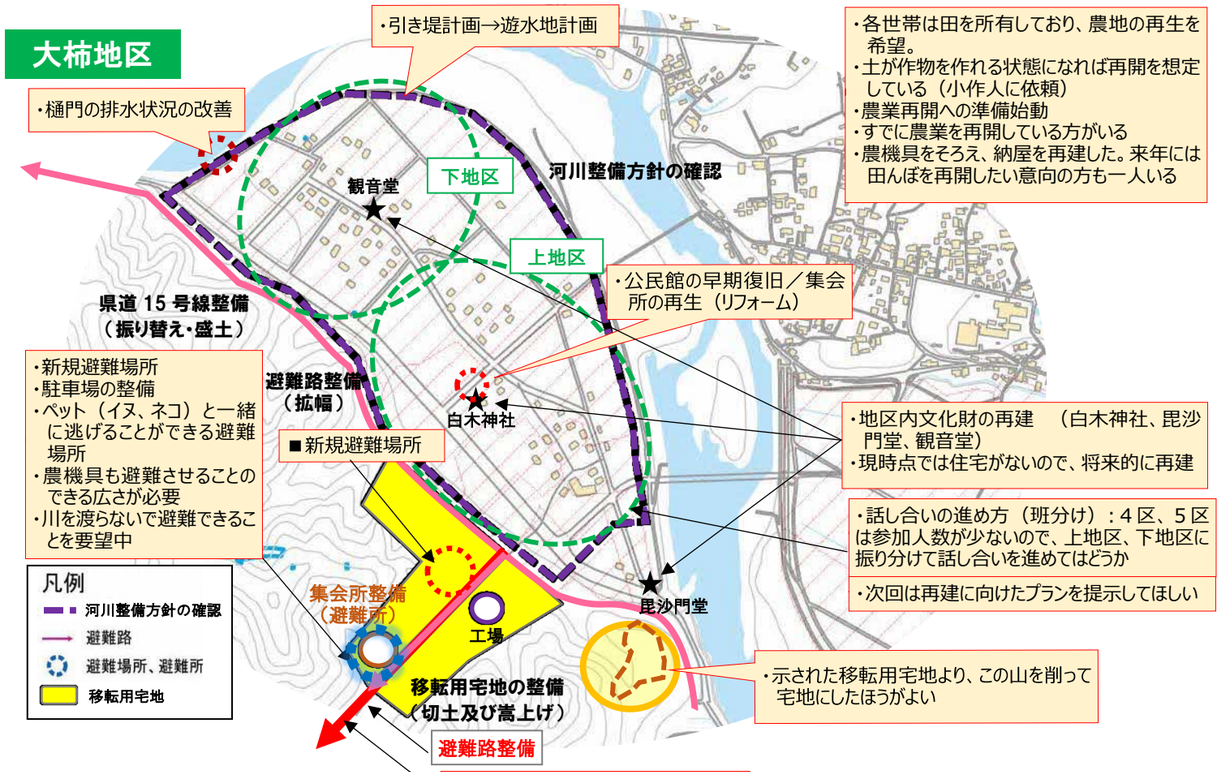

小柿地区

◇お問い合わせ◇

人吉市役所 復興局 復興支援課
〒868-8601 熊本県人吉市下城本町 1578-1
Tel:0966-22-2111(内線：8893)
Fax:0966-24-7869
E-mail:fukkousien@hitoyoshi.kumamoto.jp

これらに関する情報は、市ホームページにも掲載しています。ホームページをご覧になれない人はお問い合わせください。

大柿・小柿地区における、これまでの地区別懇談会意見を踏まえた『復興まちづくりの方向（案）』について　～第２回懇談会の意見概要①～

□は方向案の柱、赤字は事務局側での記載事項です。　黄色網掛け箇所が第２回地区別懇談会における参加者の意見です。（※決まった内容や事実確認をした内容ではありません）

意見集約のキーワード （復興計画の３つの柱）	地区の主な課題 （地区の復興まちづくりに向けた主な課題）	取組み方針 （課題解決のための取組み方針の柱）	具体の取組み（案） ※実現化に向け、今後検討が必要
①被災者のくらし再建とコミュニティの再生 【住まい再建】 【コミュニティ再生】	**□住まいの再建における安全性の向上** ・修理は概ね完了し、公費解体が残っている。【小柿】 **□被災者の支援** ・プレハブでの仮住まいに対しては、支援が無かった。【小柿】 **□コミュニティの再生、公民館の再生** ・地区外に移転している５班の方は、ほぼすべて区費を大柿地区に払っている。班内の連絡体制がある。【大柿】 ・被災するまでは、公民館で第３土曜日にフリーマーケットを開催し、賑わいをみせていた。食品加工などは、地元の主婦が従事し、現金収入もあり、生きがいを感じることができていた。（縁側事業）【大柿】 **□その他** ・公民館横の水田の地権者より、地区へ寄付する要望があるが、税金はどうなるのか？【小柿】	**□住まいの再建における安全性の向上** ・従来の所に、長年住んでおり、愛着があるため、多くの方が住宅や納屋のリフォームを望まれ、整備を進めている。【大柿】 ・地区の方々が、集団移転を望まれれば、住居の移転もやむを得ないが、極力、現状のまま、復旧した農地に近い場所にしたい。【大柿】 **□コミュニティの再生、公民館の再生** ・農家民宿を営まれている方で、全国の方と交流があり、今回の被災に対して、多くの方から支援があった。【大柿】 ・公民館の早期復旧を勧めてほしい。今日のような会を地元でできると嬉しい。地区住民の愛着がある公民館の再生（リフォーム）。【大柿】 ・３世帯が移転し、現在 17 世帯。高齢化も進んでおり、将来コミュニティを維持できるか心配【小柿】	**□安全性を高める住まいの建て方の誘導（例）** ・現在示されている移転用宅地は高さは十分あり安全だと思うが、工場に隣接していため住環境が良いとは思えない。【大柿】 ・大柿は農家が中心。移転宅地には農機具置き場、作業場がいるため最低でも１宅地 300 坪は必要になるが確保できるのか。【大柿】 ・大柿ではすでに７軒がリフォーム済。すでに再建は進んでいる。あまりにも長く待たされすぎている。／行政が案を示すならばスピード感のある再建の方針を示してほしい。集団移転を断念したのも事業期間がネックだった。これではそれと一緒である。【大柿】 ・仮設住宅を公営住宅として有効利用できないか。【大柿】 **□コミュニティの再生、公民館の再生** ・苦役は近くに住んでいる人で苦役は続ける。まちづくりに参加したくても、身の振り方が決まらないので、参加できないのではないか。【大柿】 ・町内の話し合いには、継続的に参加したい。【大柿】 ・移転地を整備するなら大規模に整備して地区外からの人にも入ってもらえるようにしたらどうか。【大柿】
②力強い地域経済の再生 【生業再建】	**□農地復旧・農業の継続** ・公民館横の水田に、公民館のガラスが入っている。【小柿】 ・6 月 10 日に農林整備課の説明があった。（７月に測量、８月から作業を開始し、12 月を目途に完了する。）【小柿】	**□農地復旧・農業の継続** ・献上米に選ばれるような、良質な米を生産しており、今後もこの地で、米を作り続けられるようにしてほしい。【大柿】	**□農地復旧・農業の継続** ・農家はみな営農を継続したいと考えている。【大柿】 ・今年の営農は難しいが、来年に向けて、大型機械の準備や納屋のリフォームなどを進めている。【大柿】
③災害に負けないまちづくり 【避難対策】	**□避難ルートの改良** **□緊急避難場所・避難場所の整備** ・公民館に避難しても、テレビもなく情報を入手する手段が無かった。／公民館が被災して畳からフローリングになったため、寝る時が辛い。自分たちで用意しなければならないのか？／小柿谷の増水時は、自主的に公民館へ避難している。【小柿】 **□安全な避難方法の確立**	**□安全な避難路の整備** ・県道人吉水俣線の早期復旧。（２年前から県道にガードレール設置を要望している）【小柿】 **□避難所の見直し・機能拡充** ・避難所は中原小より西瀬小学校が良い→上流の三日原団地であればなお良い。【小柿】 **□自助共助の避難体制の構築** ・公民館が地域の人たちの交流の場となっていた。公民館に行けば地域の方に会える場となっており、それも功を奏して、緊急時に今回の災害では、一人の被害者も出なかった。【大柿】	**□安全な避難路の整備** ・高齢者が安心して避難できる避難路（階段などは避難できない）を検討してほしい。原則は車での避難になると思う。【大柿】 **□避難所の見直し・機能拡充** ・大柿地区の南端にある焼酎工場の裏手の高台が避難所として整備できないか。県道人吉水俣線も嵩上げなどの整備が行われるという話があるが、それに合わせて整備できれば理想的である。【大柿】 ・避難所には農機具も避難させなければいけないので、かなり広い面積が必要になる。【大柿】 **□防災情報の伝達機能強化** **□地域特性を踏まえた地域防災計画、マイ・タイムラインの作成** ・高齢化が進んでいる。自力の避難が困難な世帯も多いため、行政からの避難指示だけでなく、直接避難場所への送迎（タクシー等）をするなど抜本的に福祉避難の考え方を変更できないか。【大柿】 ・避難の判断基準は球磨川の水位ではなく小柿谷の水流である。【小柿】
【治水・土砂災害対策】 【復興まちづくり】	**□遊水地** ・再建した家に住み始めた後で遊水地になって家を取り壊すとなると空しくなる。【大柿】 **□治水対策** ・球磨川の増水時に樋門にあるポンプを動かして内水を排水していたが、その時樋門は開いた状態であり、樋門の用をなしていなかった。【大柿】 ・小柿谷の川にある橋の下に大きな岩があり、流れに支障がある。梅雨や台風に耐えられる対策をして欲しい。【小柿】 ・がけ崩れも含め、１年たっても何ら応急処置も行われていない。今後の整備計画は？【小柿】➡翌週、担当課へ確認して連絡をする **□治山対策** ・大柿地区の子どもと集団登校をしていたが、現在は小柿地区の１人となったため、車で送迎している。土砂崩れが心配。【小柿】 **□防火対策**	**□遊水地に関する情報提供** **□本川・支川の水位の低下** ・以前から話のあった引き堤と堤防の嵩上げで対策をすることを検討してほしい。【大柿】 **□治山対策** ・小柿谷の砂防ダムの適正な管理。【小柿】 **□防火対策**	**□遊水地に関する情報提供** ・一日も早く遊水地の方針を示してほしい。【大柿】 ・水を貯める遊水地でなく、堤防をかさ上げして水が入ってこない治水対策はできないのか？今回の水害を見ると遊水地でどうにかなる水量でなかった。【大柿】 ・他の地区で実際に行われた遊水地事業の説明ビデオなどがあれば見せてほしい。【大柿】 **□流域治水プロジェクトによる本川・支川の水位の低下** ・被災する以前に、引き堤の計画について国土交通省より話があり、ある程度認識していたが、現在立ち消えになっている。遊水地の計画が進められるのであれば、引き堤計画の範囲に合わせれば、話をしやすいのではないか。

資料２

大柿地区　復興まちづくりの方向（案）　～これまでの地区別懇談会意見を踏まえた方向（たたき台案）の整理～

意見集約のキーワード（復興計画の3つの柱）	地区の主な課題（地区の復興まちづくりに向けた主な課題）	取組み方針（課題解決のための取組み方針の柱）	具体の取組み（案）※実現化に向け、今後検討が必要
①被災者のくらし再建とコミュニティの再生 【住まい再建】 【コミュニティ再生】	**□住まいの再建における安全性の向上** ・現住地で再建を考えているが、治水対策、遊水地がはっきりしないと決めきれない。 ・遊水地の測量以前に移転先を確保してほしい。 ・遊水地を設けると、集落はバラバラになってしまうのではないか。 ・大柿地区のほとんどの住民が65歳以上。被災してすぐなら移転の考えもあったが、月日が経つと生まれ育った場所から愛着が湧き、離れがたい。 ・コミュニティの中心となる公民館を再生してほしい。	**□住まいの再建における安全性の向上** ・現地での住まいの修復や再建など、早急な生活再建を図るとともに、治水対策の状況も踏まえ、嵩上げや集団移転など安全性の向上を図る。 ・極力、現状のまま、復旧した農地に近い場所にしたい。 **□コミュニティの再生、公民館の再生** ・公民館の早期復旧を勧めてほしい。地区住民の愛着がある公民館の再生（リフォーム）。	**□安全性を高める住まいの再建方法の誘導** ・建物１階のピロティ化、浸水深以上の居室の確保。 ・建物構造の耐水化。 ・宅地の盛土・嵩上げ。（工場に隣接している住環境が良いとは思えない） ・防災集団移転　等。（スピード感のある再建の方針を示してほしい） ・移転宅地に農機具置き場、作業場がいるため最低でも１宅地300坪は必要。
②力強い地域経済の再生 【生業再建】	**□農地復旧・農業の継続** ・堆積土砂の撤去、農地復旧がいつになるか未定。 ・幹線排水路（農業排水）が手つかずの状態。 ・生活排水も早急に復旧してほしい。 ・遊水地の補償内容がはっきりしないと考えられない。 ・遊水地になっても農業は継続したい人もいると思う。 ・農林整備課、道路河川課は復旧工事に連携して取り組んでほしい。	**□農地復旧・農業の継続** ・治水対策の状況を踏まえつつ、農地の復旧、優良農地の維持、営農形態の見直し等による農業の継続を図る。	**□農地復旧・農業の継続** ・農地等災害復旧事業。 ・優良農地の代替地の確保。 ・営農形態の見直し（集落営農、営農法人等）。
③災害に負けないまちづくり 【避難対策】	**□避難ルートの改良** ・市道中神鹿目線を拡幅してほしい。 **□緊急避難場所・避難所の整備** ・高台に緊急避難場所・避難所を作れないか。 ・公民館に避難しても、テレビもなく情報を入手する手段が無かった。 ・公民館が被災して畳からフローリングになったため、寝る時が辛い。 **□安全な避難方法の確立** ・防災無線も復旧していない。	**□安全な避難路の整備** ・高台や避難所への安全な避難路の整備を進める。 ・県道人吉水俣線の早期復旧。（２年前から県道にガードレール設置を要望している） **□避難所の見直し・機能拡充** ・指定避難所・自主避難所の見直し、コロナに対応した避難所の分散化、避難所の機能強化を図る。 ・高台に緊急避難場所・避難所を整備する。 **□自助共助の避難体制の構築** ・避難情報の確実な伝達を行った上で、町内での共助により要支援者の避難行動を支援する仕組みや体制づくりを進める。	**□安全な避難路の整備** ・高台への避難路の整備・拡幅、沿道の急傾斜地の対策。 **□避難所の見直し・機能拡充** ・指定避難所・自主避難所の見直し、高台への緊急避難場所・避難所の整備。 **□防災情報の伝達機能強化** ・各世帯への戸別受信機の配布（市より、６月から順次配布）。 **□地域特性を踏まえた地区防災計画、マイ・タイムラインの作成** ・地区の災害リスクを踏まえた地区防災計画の作成。 ・避難のタイミングを判断する地域独自の「きっかけ」の検討。 ・町内支援ネットワークの「サポーター」の仕組みの構築。 ・実際に起こり得る状況を想定した、地区単位での避難訓練の実施。 ・高齢化に対応した避難場所への送迎（タクシー等）等の取組み。
【治水・土砂災害対策】 【復興まちづくり】	**□遊水地** ・遊水地に係る詳細な情報提供・説明が必要。 **□治水対策** ・ダム湖の土砂撤去を早急にお願いしたい。 ・球磨川の広い川沿いの中の竹・樹木等の土砂等を取り除くと、遊水地としての効果があるのではないか。 ・治山無くして治水はあり得ない。土砂崩れが心配。 ・坂本までのトンネル掘削の構想はどうなったのか。 ・大柿地区の流域治水に対する陳情書の扱いはどうなっているのか。	**□遊水地に関する情報提供** ・河川管理者（国）からの遊水地の整備内容等についての情報提供を踏まえ、住まいの再建や農業の継続のあり方を検討する。 **□本川・支川の水位の低下** ・上流から下流、集水域から氾濫域までの治水対策を総合的に取り組む。 **□治水対策** ・小柿谷の砂防ダムの適正な管理。	**□遊水地に関する情報提供** ・河川管理者（国）からの遊水地や流域治水に関する説明。 ・遊水地整備に関する住民・地権者の意向把握。 ・他の地区で実際に行われた遊水地事業の事例説明。（ビデオ等） **□流域治水プロジェクトによる本川・支川の水位の低下** ・流水型ダム整備、市房ダム再開発、田んぼダム、河道掘削、遊水地整備等

※赤字はこれまで意見等を踏まえた更新箇所、**網掛けの項目**は事務局提案

大柿地区　現況　・　令和2年7月豪雨の被害　・　災害危険性

＜地区別懇談会で出された意見等＞

※地区別懇談会における参加者による意見

項　目		復興まちづくりへの思いや困り事等について
避難対策	避難場所 道路	・大柿地区の緊急避難所をつくってほしい。➡南側の高台に避難所をつくれないか場所を検討中。 ・市道中神鹿目線を拡幅してほしい。
	避難誘導 要支援者対策	・防災無線も復旧していない。
生業再建・住まい再建	住まい再建 生業再建 復興まちづくり	・遊水地の計画、補償の内容がはっきりしないと将来のことは考えられない。 ・遊水地の測量以前に移転先を確保してほしい。 ・幹線排水路（農業排水）が手つかずの状態。生活排水も早急に復旧してほしい。 ・遊水地になっても農業は継続したい人もいると思う。
	地域コミュニティ 地区への思い	・遊水地を設けると、集落はバラバラになってしまうのではないか。 ・大柿地区のほとんどの住民が65歳以上。被災してすぐなら移転の考えもあったが、月日が経つと生まれ育った場所から愛着が湧き、離れがたい。 ・コミュニティの中心となる公民館をまずは再生してほしい。
治水その他	治水	・ダム湖の土砂撤去を早急にお願いしたい。 ・球磨川の広い川沿いの中に、竹・樹木等が沢山立っている。あの土砂等を取り除くと、かなりの遊水地としての効果があるのではないか。
	治山 土砂対策	・農林整備課、道路河川課は復旧工事に連携して取り組んでほしい。 ・治山無くして治水はあり得ない。 ・五木から坂本までのトンネル掘削の構想はどうなっているのか。 ・大柿地区の流域治水に対する陳情書の扱いはどうなっているのか。

発災時

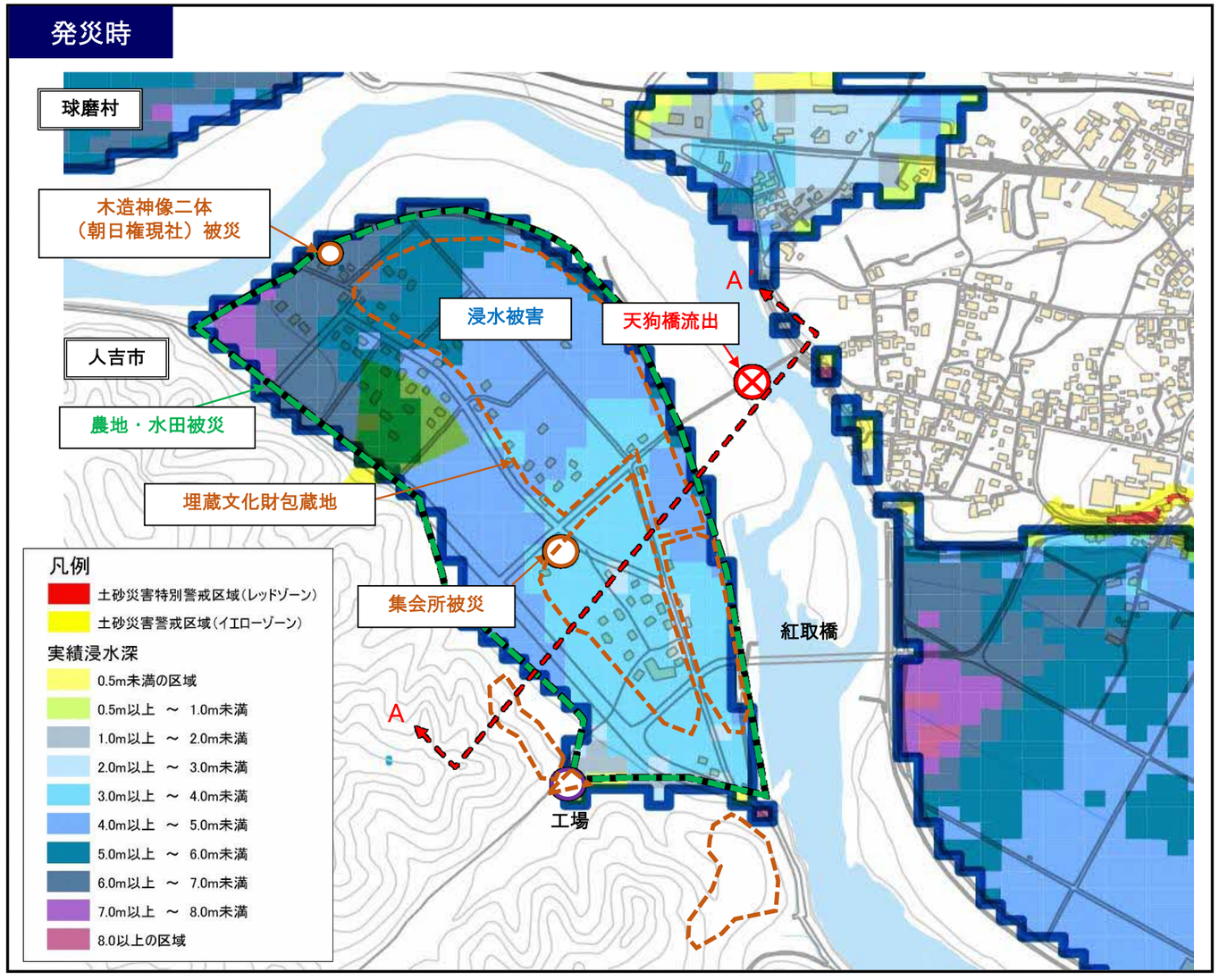

断面イメージ図

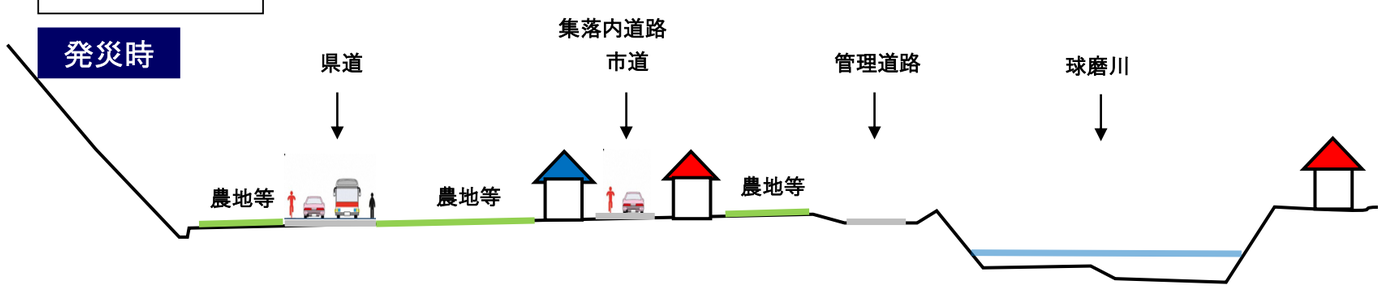

大柿地区　復興まちづくりイメージ（たたき台：遊水地なしの場合）

復興計画

断面イメージ図

復興後
（遊水地がない場合）

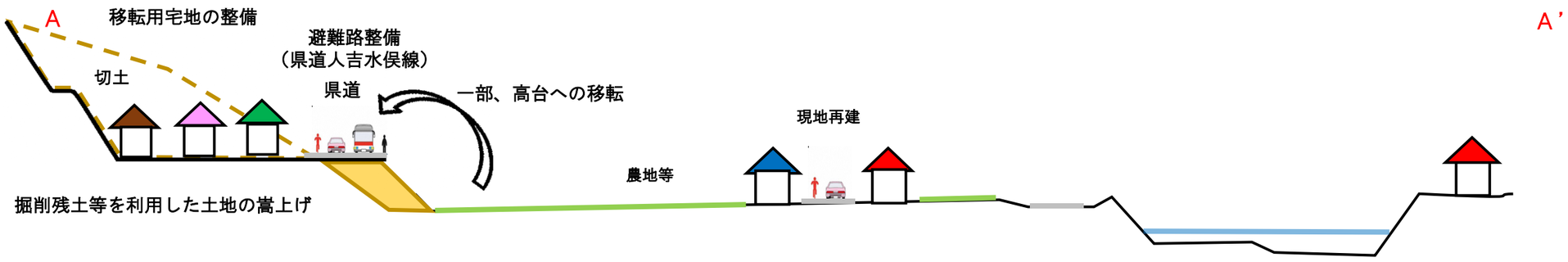

資料３

住まい再建及び農地利活用のパターンと流域治水（遊水地）との整理表（案）

流域治水（遊水地）	住まい	農地	メリット	デメリット
遊水地なし	現地再建	農地復旧（現地）	・現在の場所で住み続けながら営農を継続できる	・洪水時の河川の水位が高いままになる ・洪水時に住まいや農地に被害が出る可能性がある
		営農なし	・現在の場所で住み続けられる	
	移転	農地復旧（現地）	・現在の場所で営農を継続できる ・より安全な場所に住むことができる	・現在の住まいから離れることになる
		営農なし		
掘り込み式	移転	農地移転	・より安全な場所に住むことができる ・洪水時の河川の水位を低くすることができる	・別の場所で営農する必要がある ・現在の住まいから離れ、移転することになる
		営農なし		
掘り込み式＋地役権方式	現地再建	農地復旧（現地）	・現在の場所で住み続けながら、平常時は営農を継続できる	
		農地移転	・現在の場所で住み続けられる	・別の場所で営農する必要がある
		営農なし		
	移転	農地復旧（現地）	・平常時は現在の場所で営農を継続できる	・現在の住まいから離れ、移転することになる
		農地移転	・より安全な場所に住み営農することができる	・別の場所で営農する必要がある
		営農なし	・より安全な場所に住むことができる	
地役権方式				

参考資料

都市防災総合推進事業

国土交通省

避難地・避難路等の公共施設整備や防災まちづくり拠点施設の整備、避難地・避難路周辺の建築物の不燃化、木造老朽建築物の除却及び住民の防災に対する意識の向上等を推進し、防災上危険な市街地における地区レベルの防災性の向上を図る取組を「都市防災総合推進事業」（防災・安全交付金の基幹事業）により支援

○ 都市防災総合推進事業の概要

事業主体： 市町村、都道府県 等

事業メニュー	主な交付対象施設等	交付率
①災害危険度判定調査	・各種災害に対する危険度判定調査	1／3
②住民等のまちづくり活動支援	・住民等に対する啓発活動 ・まちづくり協議会活動助成	1／3
③地区公共施設等整備	・地区公共施設（道路、公園等（防災ベンチ等を含む）） ・防災まちづくり拠点施設（津波避難タワー、防災備蓄倉庫等）	1／2 1／3※1 2／3※2
④都市防災不燃化促進	・耐火建築物等の建築への助成	1／2 1／3※1
⑤木造老朽建築物除却事業	・密集市街地における木造老朽建築物の除却への助成	1／3
⑥被災地における復興まちづくり総合支援事業	・復興まちづくり計画策定 ・地区公共施設 ・防災まちづくり拠点施設 ・高質空間形成施設 ・復興まちづくり支援施設	1／2 1／3※3

※1： 地区公共施設等整備に関する用地費等については交付率1／3
※2： 南海トラフ特措法に基づく津波避難対策緊急事業計画に位置づけられ、一定の要件を満たす避難場所、避難路の整備については交付率2／3
※3： 高質空間形成施設、復興まちづくり支援施設については交付率1／3

○ 地区要件等

施行地区	＜事業メニュー①～④＞ 以下のいずれかに該当し、都市防災に関する計画（地域防災計画など）を踏まえて、防災上特に対策が必要とされる地区 ・三大都市圏の既成市街地 ・大規模地震発生の可能性の高い地域※4 ・指定市 ・道府県庁所在の市 ・DID地区 ＜事業メニュー⑤＞ ・重点密集市街地 ＜事業メニュー⑥＞ ・激甚災害による被災地
交付対象	測量試験費、実施設計費、工事費 等

※4：地震防災対策強化地域、南海トラフ地震防災対策推進地域、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域、又は地震予知観測強化地域、特定観測地域

津波避難タワー

備蓄倉庫

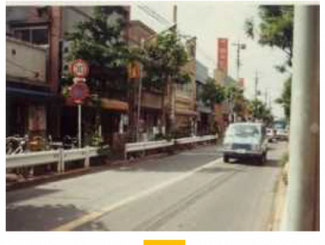
整備前

避難場所に向かう避難通路(階段)

避難場所となる公園

沿道建築物の不燃化 整備後

※出典：国土交通省

防災集団移転促進事業の概要

※赤字下線部は法改正事項

国土交通省

災害危険エリアにおいて、地域コミュニティを維持しつつ、防災性向上を図るため、住居の集団的移転を促進することを目的とした、住宅団地の整備、住居の移転、移転元地の買取等に対し事業費の一部を補助

【事業の概要】

施行者

市町村、都道府県（市町村からの申出に基づく）、都市再生機構（自治体からの委託に基づく）

移転元地（移転促進区域）

自然災害が発生した地域又は災害のおそれのある区域(※)

※災害危険区域、浸水被害防止区域、地すべり防止区域、土砂災害特別警戒区域及び急傾斜地崩壊危険区域

移転先（住宅団地）

５戸以上(※)かつ移転しようとする住居の数の半数以上

※ただし、災害ハザードエリア外からの移転については１０戸以上

【国庫補助の対象となる主な経費】（補助率３/４）

① 住宅団地の用地取得及び造成

（関連して移転する要配慮者施設に係る土地の整備を含む。なお、分譲の場合は補助対象外。）

② 移転者の住宅建設・土地購入に対する補助

（住宅ローンの利子相当額）

③ 住宅団地に係る公共施設の整備

④ 移転元地の土地・建物の買取

（やむを得ない場合を除き、移転促進区域内のすべての住宅の用に供する土地を買い取る場合に限る。）

⑤ 移転者の住居の移転に対する補助

⑥ 事業計画等の策定に必要な経費　（補助率１/２）

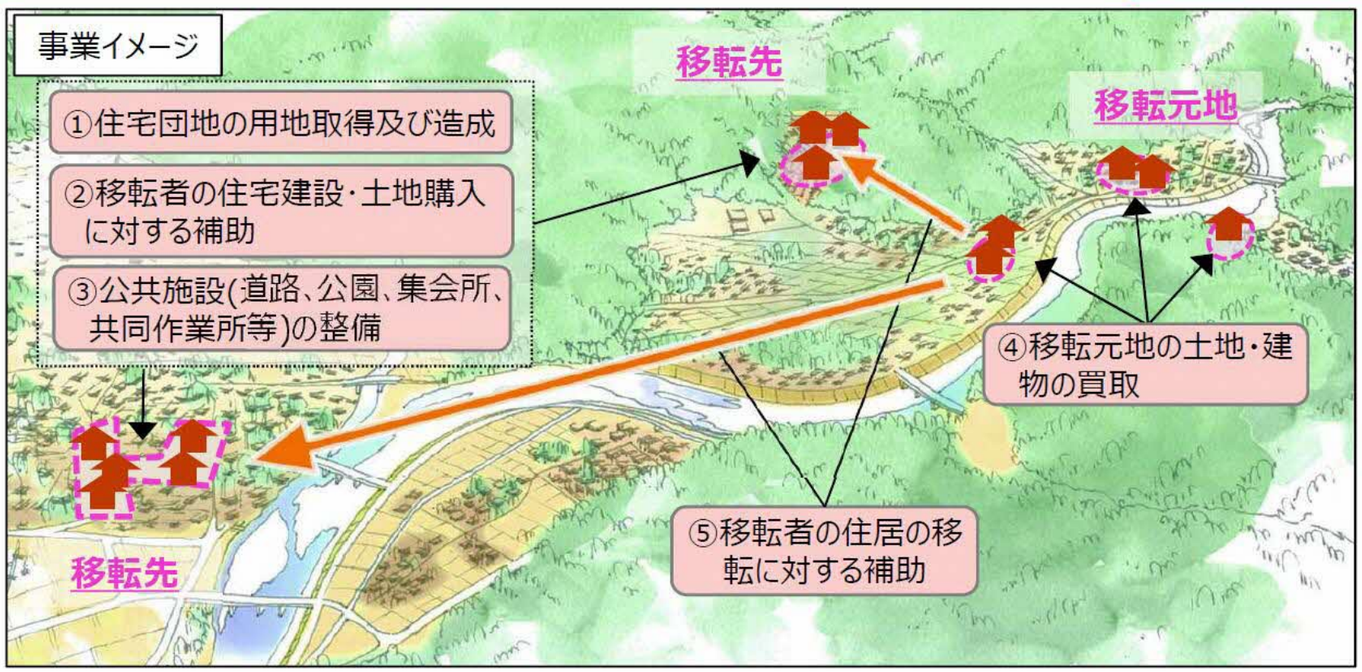

防災集団移転促進事業の事例

被災した住宅の移転先として、安全性の高い高台の住宅団地を整備（岩手県宮古市　田老地区）

※出典：国土交通省

【参考事例】 遊水地と移転地の取り組み

牟田辺遊水地（佐賀県多久市）　遊水地整備に伴い住宅地を移転した例

1

排水機場　【排水能力5m³／秒】
遊水地内の水を強力なポンプで牛津川に排水します。

2

初期湛水池　【面積約1ヘクタール】
遊水地の中に降った雨を最初に貯めるところです。

3

水門　【水門幅12m】
洪水時には水門を閉めて、牛津川の水が遊水地内に逆流するのを防ぎます。

4

越流堤　【延長70m】
牛津川の水位が高くなったら、ここから遊水地内に水が入ります。

5

遊水地
【面積52.4ヘクタール・遊水量約90万m³】
大洪水のときには、この区域に一時的に水を貯め、下流の被害を減らします。

6

網場
水位が上がるとポールに沿って網が上昇し、洪水によって流れてくる木やゴミが遊水地内に入ってくるのを防ぎます。

7

空間監視カメラ・警報装置
大雨の時や通常時において河川や施設の状況を遠くから監視しています。また、大雨の時防災情報も提供しています。

8

情報標示板
大雨の時、川の状況や牟田辺遊水地内の道路の浸水情報等をお知らせします。

遊水地は、川沿いの一部を堤防で囲い、洪水の水を貯めて、下流に流れる水量を減らします。そのあと洪水が治まってから溜めておいた水を、川に戻します。

■通常時

ふだんは、田畑として利用されています。

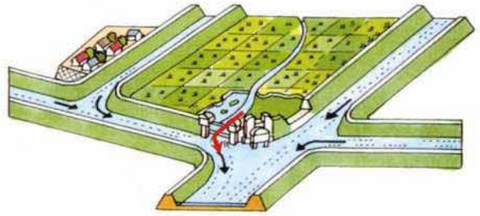

■中小洪水の時

中小洪水のときには、遊水地内に貯まった水をポンプで川に汲み出し、水田などが浸水しないようにします。

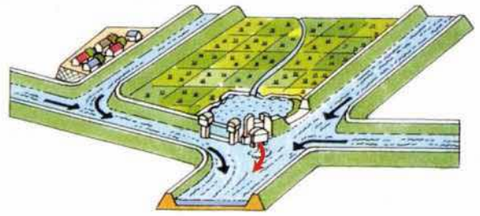

■大きな洪水時

牛津川の水位が高くなったときには、牛津川の水を越流堤から遊水地に導き、下流へ流れる水の量を減らします。

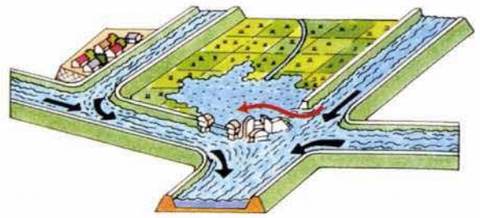

※出典：武雄河川事務所　牛津川遊水地資料